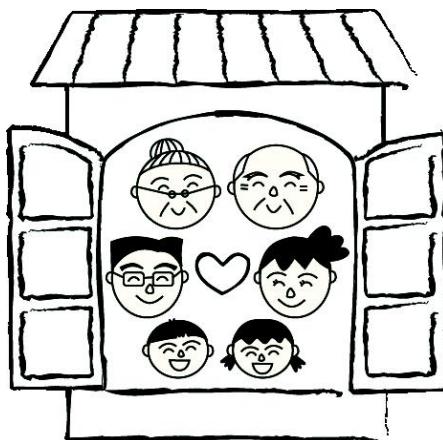


# 重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業)

様



株式会社ナーシングホームのじぎく  
居宅介護支援事業所のじぎく

## 1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社ナーシングホーム のじぎく
所在地	姫路市北平野1丁目5番7号
代表者名	六坂 順子 (むさか じゅんこ)
電話番号	079-225-7885
FAX番号	079-225-7886
メールアドレス	nojigiku@lion.ocn.ne.jp
設立年月	平成19年12月

## 2. 事業所の概要

事業所名称	居宅介護支援事業所のじぎく
指定事業所番号	2874007368
所在地	姫路市夢前町寺82-1
電話番号	079-287-8722
FAX番号	079-290-8890
メールアドレス	nojigiku_cm@alto.ocn.ne.jp
管理者名	小林 由香 (こばやし ゆか)
開設年月	平成25年11月

## 3. 事業所の職員体制

管理者	小林 由香 (こばやし ゆか)
介護支援専門員	常勤1名以上

当事業所事務所の営業日および営業時間は下記のとおりです。

営業日 (月曜日～土曜日)

(日曜・祝日・お盆8/13～8/15・年末年始12/30～1/3は休み)

営業時間 午前8:30～午後5:30

## 5.事業の運営方針

1. 介護保険法および契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護計画その他の生活全般にわたる援助を提供します。
2. 利用者の選択を尊重し利用者本位のサービス提供を心がけます。
3. 十分な説明と同意に基づいたサービス提供、中立公正なサービス提供に努めます。

## 6.サービス実施地域

原則として姫路市周辺とします。(家島町除く)

※上記の地域以外でご希望の方はご相談ください。

## 7.サービス提供の流れ

1. 要介護状態にある利用者およびそのご家族の相談を受け、利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、居宅サービス計画を作成します。その際に、利用者は介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス業者等の紹介を求めることや、ケアプラン原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
2. 利用者が居宅サービスの提供を確保するにあたって、市区町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
3. 毎月の給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
4. 利用者の状態について定期的な再評価を行い提供されるサービスの実施状況の把握を行います。
5. 居宅サービスの変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

## 8.ケアマネジメントの公正中立性の確保について

1. ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合を6ヶ月に1度（毎年3月～8月・9月～翌年2月）作成します。  
また、その期間で、上記各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合も作成しています。
2. 多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成します。

## 9. 利用料金

居宅介護支援の利用料金については、介護保険制度から全額が給付されるため、原則として利用者負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額を利用者に負担していただくこととなります。

その他の費用 交通費 通常はいただきません。

サービス実施地域以外の場合は交通費がかかります。

当事業所より片道 10キロメーター未満 200円

当事業所より片道 10キロメーター以上 300円

## 11. 相談窓口

### 苦情申立・苦情相談窓口

担当責任者 小林 由香 (こばやし ゆか)

連絡先 079-287-8722

FAX番号 079-290-8890

メールアドレス nojigiku\_cm@alto.ocn.ne.jp

※介護保険の苦情や相談については他に下記の相談窓口があります。

### (介護保険サービスの苦情について)

兵庫県国民健康保険団体連合会

連絡先 電話番号 078-332-5617

受付時間 平日午前8時45分～午後5時15分

(12/29～1/3を除く)

### (介護保険全般のに関するお問い合わせ)

姫路市介護保険課

連絡先 姫路市介護保険課

電話番号 079-221-2923

FAX 079-221-2925

受付時間 平日午前8時35分～午後5時20分

(12/29～1/3を除く)

## 12. 秘密保持

1. 事業者および従業員は、正当な理由がない限り利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたり知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、また利用者の家族の情報を用いる場合には当該利用者の家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

## 13. 記録の保管

サービス提供記録は、当事業所にて契約終了より5年間保管することとします。

記録の閲覧・記録のコピーにつきましては利用者もしくは利用者の家族に限り可能とします。

## 14. 緊急時及び事故発生時における対応

当事業所が利用者様に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、当事業所が利用者様に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 15. 損害賠償

事業者は利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合は不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができます。

なお、当事業者が加入している保険は次に示す内容です。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険種別：介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 16. 重要事項の変更

重要事項説明書、契約書の内容に変更が生じた場合、利用者に説明を行い、同意を得た上で、書類を交わします。また、法改正が行われた場合は法令を遵守し、速やかに法令に従った業務を遂行します。

## 17. 契約の解除

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解除を希望する日の1ヶ月前にお申し出いただければ、解除することができます。

なお、契約解除で解約料などの料金のお支払いは必要ありません。

## 18. 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了といたします。

1. 利用者の要介護状態区分が自立と認定されたとき。
2. 利用者が死亡されたとき。
3. 利用者もしくは事業者からの契約解除の意思表示がなされ、予告期間（1ヶ月）が満了したとき。
4. 利用者が介護保険施設へ入所したとき。
5. 事業者が、適正な介護サービス提供が困難と判断したとき。

## 19. 身分証携行義務

居宅介護支援専門員は常に身分証を携帯し、初めて利用者の居宅を訪問した時や利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証明書を提示します。 -

## 20. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとし担当者を置く事とします。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を周知徹底します。
2. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施を行います。
3. 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
4. 虐待防止のための指針の整備をします。

5. その他、虐待防止のための必要な措置を行います。

虐待相談窓口

担当責任者	小林 由香 (こばやし ゆか)
連絡先	079-287-8722
FAX番号	079-290-8890
メールアドレス	nojigiku_cm@alto.ocn.ne.jp
受付時間	午前9:00～午後5:00

## 21. 身体拘束防止に関する事項

1. 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

2. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 22. ハラスメント行為等の禁止について

1. ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため利用者又はその家族が事業者や職員に対して身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメント等の言動を行った場合、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。

## 23. 非常災害業務継続計画の策定と推進

1. 非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施し、非常災害時に行動できる運営を行います。

## 24. 感染症の予防及びまん延防止のための対策及び感染症業務継続の策定と推進

1. 感染症の予防及びまん延防止のための対策及び感染症業務継続計画を策定し委員会を組織し、委員会を開催します。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及訓練を定期的に実施します。

居宅介護支援事業所のじぎくにおける居宅介護サービス計画作成に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 姫路市北平野1丁目5番7号

名称 株式会社ナーシングホームのじぎく

代表取締役 六坂順子

説明日 令和 年 月 日

説明者

私は事業者から、本書面及び口頭で重要事項の説明を受けました。複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることができるということや、また居宅サービス計画にあげた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であるということも理解しましたので、この重要事項説明書に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

署名代行者(又は法定代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 ( \_\_\_\_\_ )